

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	Iainen llc	外国人が経営管 理ビザ取得する際 の資本金に関わる 条件の明確化	外国人が日本国内にて起業し ビジネスを営むためには経営 管理ビザを取得する必要がある。 その要件の一つとして、 「資本金か出資の総額が500 万円以上」が求められてい る。近年、通称Jkissと呼ばれ る新株予約権による資金調達 が増加しているが会計上の資 本金の定義との違いが存在し ている。この課題を解決す べく、新株予約権による資金 調達を当該要件をみたすもの とする明確化を行うもの。	2006年の新会社法の施行に伴 い、資本の部が純資産の部と 名称変更。新株予約権は負債 の部から純資産の部の「その 他」項目として会計処理され ることとなった。添付資料のよ うに「その他」は厳密には資本と みなされず、かかる課題が生じ ている。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の 基準に定める省令 (参考) 2006年新会社法。払込資本を増加させる可能性の ある部分を含む複合金融商品に関する会計処理 (企業会計基準適用指針第17号)。 ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計 基準(企業会計基準第1号)。 ・自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針(企業会計基準適用指針第2号)。 ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準(企業会計基準第5号)。 ・貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基 準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号)。	「出入国管理及び難民認定法第7条 第1項第2号の基準に定める省令」の 出資に関するために該当する条文 「資本金の額または出資の総額」を純 資産の総額と変更することによる明 確化。その結果、新株予約権も当該 条件を満たすという明確化。	法務省	新株予約権により調達した資金を、出入国管理及び 難民認定法第七条第一項第二号の基準に定める省 令「経営・管理」の項下欄二のロに定める資本金の 対象とできるかについて、令和5年6月規制改革実 施計画において、必要な条件の在り方も含めて検討 する旨決定しており、引き続き検討してまいりたい。

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
2	社会福祉法人太陽会	移民特区	積極的な移民政策を取らない日本政府の方針に対し、特定の過疎地域に限り、人口減少、労働力不足を解消するために、新たな形での移民受け入れを行う事業	2019年4月の出入国管理及び難民認定法改正により、技能特定ビザが導入された。これにより外国人労働者の受け入れが拡大され、特定の必要とされるスキルを持つ外国人が、一定の条件下で働くことが可能となった。一方で、大半の外国人労働者には、在留期間の更新義務や通算期間の上限、家族の帯同不可といった制限があることから、企業等においては、外国人労働者の安定的かつ持続的な雇用の確保、積極的な受け入れ体制の構築が行えず、過疎地域における人口減少対策や地域活性化対策を進めることが困難となっている。	○出入国管理及び難民認定法【在留資格及び在留期間】第2条の2第3項【在留期間の更新】第21条 ○出入国管理及び難民認定法施行規則【在留期間(1年以内)】第3条、別表第2 ○特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針【在留期間及び家族の帯同不可】(3(1)ア)	特定地域における外国人労働者の在留資格に関する規制緩和 ○現行の在留期間制限等の適用除外、特例措置の導入 ※一定の条件の下、地方公共団体又は民間事業者へ権限及び監督責任を付与 ○地方公共団体又は民間事業者において、外国人労働者受け入れのための仕事の確保や住居及び教育環境の整備を行うことを前提に、 ①10年間地域に定住し、仕事をするを条件に、入国時より家族の帯同を可能とする。 ②在留期間の更新手続きは不要とする。 ③条件に到達した場合には、煩雑な手続きや必要書類の提出を求めず、その後の永住権を付与し、新たに出生した子供には日本国籍を与える。 これにより、外国人労働者の安定的かつ持続的な雇用が確保され、また、積極的な受け入れ体制の確立による「移民特区」として地域経済の活性化を図る。 ※少子高齢化、人口減少が加速度的に進むだけでなく、高インフレ等の影響により、国際競争力が著しく低下し、日本人が他国へ移住している現状は軽視できない。これからの日本は、日本で働く善良な外国人にも、日本人と平等の人権を与えなければ、安定した外国人労働力の確保が困難となり、欧米諸国等、移民政策に積極的な諸外国との格差が顕著になることが予測される。これを解消するためにも、関連する諸制度に対し、地域の実情に適した柔軟な規制緩和策を早急に講じる必要がある。	法務省	外国人材の受入れについて、政府としては、専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから、積極的に受け入れていくことを基本としており、このような基本方針に沿って、平成30年の入管法改正において特定技能制度を導入するなど、専門的・技術的分野の外国人材の受入れを積極的に推進してきたところ。他方で、政府としては、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人及びその家族を、期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする、いわゆる「移民政策」を採る考えはない。外国人材の活用については、外国人材の受入れが与える経済的効果の検証、社会的コストや雇用全体に及ぼす影響など、様々な観点から、今後とも政府全体で幅広い検討を行っていく必要があると考えている。

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
3	Park HongBin	外国人理容師育 成産業	既存の「外国人美容師育成産 業」に「外国人理容師」も含 め、外国人理容師として成長 する人材を養成する	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の理容師が日本で就 業可能な在留資格は存在しな い。 外国人美容師については国 家戦略特区において就業が認 められているものの、外国人理 容師は対象となっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第3 19号)第2条の2 第2項 別表第一 国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要 領(令和3年7月 30 日決定) 	<p>まず、既存に施行されている「外国人美容師育成産業」に「外国人理容師」も含める。参加しようとする人数が美容師よりは少ないだろうが、先に説明したように世界的に自分の容貌を直接育てる男性が多くなっているため、十分に成長可能性があると思う。現代のBarbershopはほとんど西洋的な感じが強いが、日本の特別なエステティックサービスを融合させたプレミアムBarbershopのコンセプトは世界的にも人気があると思う。</p>	<p>法務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>外国人美容師育成事業は、我が国で美容に関する実践経験を積んだ人材の海外における活躍を推進することを通じて、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応するため、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する事業として、令和4年8月に監理実施機関が指定され、令和5年4月より、外国人美容師の就労が開始されたところである。</p> <p>日本の理容師免許を有する外国人を対象に同様の事業を実施するかは、外国人美容師育成事業の実施状況等を踏まえるとともに、業界団体の意向等を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討していく。</p>
4	北海道・札幌市	GX関連事業(脱炭 素成長型経済構 造への円滑な移 行に資する事業活 動)を行うスタート アップへ投資する 外国人投資家向 け在留資格の創 設	<ul style="list-style-type: none"> 優れた外国人投資家の支援 で国際競争力向上に資する GX関連事業(脱炭素成長型 経済構造への円滑な移行に 資する事業活動)を行うスタート アップを創出するため、長期 間の滞在を可能とする新たな 在留資格を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 国内法人との雇用等の契約 関係が存在しない場合、既存 の在留資格では滞在が困難 国内法人と雇用・委任等の契 約関係が存在することが前提 で、法人からの固定収入(給与 等)や学歴が乏しい場合は認定 に不利益((高度専門職1号 (ハ)) 事業経営・投資のための法人 が国内で設立済であることが 前提(経営・管理) 	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人投資家は、日本のスタート アップ市場のもつ成長可能性に魅力 を感じるとともに日本の文化や治安の 良さを理由に、家族を連れて日本に 長期滞在しながら、スタートアップへ の投資や支援を行いたいと考えても、 既存の在留資格では長期滞在して投 資・育成を行うことができないため、新 たな在留資格を創設する必要がある。 出入国管理及び難民認定法(昭和2 6年政令第319号)別表第1の2の表 にGX関連事業(脱炭素成長型経済構 造への円滑な移行に資する事業活 動)を行うスタートアップの国際競争 力向上に資する投資家向けの在留資 格を追加 	<p>法務省</p>	<p>外国人投資家の呼び込みについては、「新しい資本主義実行計画2023改訂版」等において検討することとされており、令和5年12月の国家戦略特別区域ワーキンググループにおいて提案自治体の東京都・渋谷区よりヒアリングを行ってきました。その後、令和6年2月の同ワーキンググループにおいて、国家戦略特区にて投資家向けの在留制度を創設することを検討するものとしています。現在、ニーズや課題の把握を行い、具体的な要件等について検討を進めています。</p>
5	北海道・札幌市	高度人材ポイント 制にかかる特別加 算の項目の条件 緩和	<ul style="list-style-type: none"> GX関連事業(脱炭素成長型 経済構造への円滑な移行に 資する事業活動)を行う企業 であって、地方自治体等がそ の業務の特性について一定 の承認等を与えた事業等に就 労する外国人へ10ポイントを 特別加算する特例措置を実 施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の告示・省令・ガイドラ インでは、地方自治体が補助金 や税制等を通じて支援を行っ た事業等に従事する外国人に はポイント加算することとされ ているが、支援金額等が小規 模な場合、事業活動を認証す るなど非金銭的な支援・承認等 を行う事業等については、加算 対象とされていない。 	<p>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令及び 高度人材ポイント制において加算対象となる 地方公共団体からの 必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる 支援措置に係る ガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> GX産業の集積に向け、より高度な 外国人材の受入れを積極的に推進し ていく必要がある。 出入国管理上の優遇措置を講ずる 「高度人材ポイント制」において、GX 関連事業(脱炭素成長型経済構造へ の円滑な移行に資する事業活動)を 行う企業等に就労する外国人へ、新 たに特別加算を実施する特例措置を 実施する。 出入国管理及び難民認定法別表第 1の2の表の高度専門職の項の下欄 の基準を定める省令の特別加算の対 象に、GX関連事業(脱炭素成長型経 済構造への円滑な移行に資する事業 活動)を行う企業の一定の職種に就 労する外国人を追加する。 非金銭的な支援・承認等を行う場合 も含まれるようガイドラインを改正 	<p>法務省</p>	<p>高度人材ポイント制における特別加算項目「地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる支援措置」については、令和5年3月に全国展開措置をしたところです。そのため、個別の事業について、まずは当該措置の対象となるかを判断してまいりたい。また、対象となる支援措置の要件については、補助金の交付や支援税制を伴わない場合でも対象となる場合があり、このことについて明確化することとしています。</p> <p>なお、特定の産業分野に限定して特例措置を講ずることについては、他の産業分野との公平性の観点からも慎重な検討を要します。</p>

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
6	東京都	在留資格の創設 (外国人投資家) (規制)	長期間(最長5年)の滞在期 間中に、スタートアップへの一 定額以上の投資と育成を可能 とする在留資格を創設する	<p>想定する外国人投資家が日本 で投資活動するには、適当な 在留資格がない。</p> <p>【想定する外国人投資家】 ○自ら起業家として企業の経 営を行う傍ら、投資家としても 活動。複数のスタートアップ企 業等に対し、初期段階から投 資や助言を行い、事業拡大に 貢献した経験がある。 ○日本のスタートアップ市場の もつ成長可能性に魅力を感じ、 スタートアップ企業などへの投 資をしたいが、直接的に経営し たいとは考えていない。 ○日本の文化、治安の良さに 魅力を感じ、家族を連れて日本 で生活したいと考えている。</p> <p>【現状の在留資格の整理】 ○高度専門職1号(ハ) 国内法人と雇用・委任等の契 約関係が存在することが前提 法人からの固定収入(給与等) や学歴が乏しい場合は認定に 不利益 ○経営・管理 事業経営・投資のための法人 が国内で設立済であることが 前提 ○短期滞在 滞在期間が短い</p>	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第 三百十九号)	<p>関連法令を改正し、外国人投資家向 けの在留資格を創設する</p> <p>改正案 【在留期間】 最長5年</p> <p>【在留審査要件(案)】 ①実績要件 (1)(2)をどちらとも満たす こと (1)経営・管理領域(スタートアップ企 業に限定しない)での実務経験、もしく は投資家としての実績があること。 (2)スタートアップの有する技術、アイ ディアを目効きする能力があること。 以下の経歴により判断。 ・特定分野での実績 (特定分野で の実務経験、投資家経験、起業実 績、研究実績) ・表彰歴・知名度(受賞歴、メディア掲 載実績、特定分野の協会役員等) ・信頼ある人物からの推薦 ②資産要件 一定額以上の資産を有すること ③投資・育成計画 ○一定額以上を投資する計画がある こと ○都内のスタートアップの成長促進に 向けた活動ビジョンを示していること</p> <p>【入国後要件(案)】 在留期間中に投資状況等をモニタリ ングし、一定の期間内での投資実績 が条件に満たない場合は在留資格 を取消を行えるようにする。 ①投資額要件 スタートアップへの一定額以上の投 資を行うこと ②育成要件 助言等による育成を行うこと ③投資先要件 東京都内に拠点を設けるスタートア ップ ④居住要件 原則として東京都における住民登録 が必要</p> <p>【備考】 ①国内での法人設立を要件としない。 ②扶養する配偶者・子は帯同するこ とが可能とする。 ③既存の在留資格(特定活動40号) を参考に受入対象国を絞ることや、経 済安全保障の議論を踏まえた対応の 必要性を検討</p>	法務省	外国人投資家の呼び込みについては、「新しい資本 主義実行計画2023改訂版」等において検討するこ ととされており、令和5年12月の国家戦略特別区域 ワーキンググループにおいて提案自治体の東京都・ 渋谷区よりヒアリングを行ってきました。その後、令和 6年2月の同ワーキンググループにおいて、国家戦 略特区にて投資家向けの在留制度を創設することを 検討するものとしています。現在、ニーズや課題の把 握を行い、具体的な要件等について検討を進めてい ます。

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
7	東京都	在留資格の創設 (同性パートナー) (規制)	同性パートナーについて、同 性婚と同様に在留資格特例を 創設する	パートナーシップ制度に基づく 公的な登録を行った同性パー ートナーは在留が認められていな い	同性婚の配偶者に対する入国・在留審査について (通知)(平成25年10月18日付け法務省管第5357 号法務省入国管理局入国在留課長通知)	関連法令を改正し、同性パートナー向 けの在留資格を創設する 改正案 ・入国・在留審査上、パートナーシップ 制度に基づく登録を行った同性パー ートナーについて、同性婚の配偶者と同 様の扱いとすること ・同性婚の配偶者も、通知ではなく告 示で明確に規定すること	法務省	配偶者に関する在留資格は、我が国の婚姻に関す る法令においても有効なものとして取り扱われる婚 姻の配偶者であることが必要であることから、同性 パートナーについては、配偶者としての在留資格は 認められません。その上で、双方の本国で有効に同 性による婚姻が成立している場合には、諸外国にお ける同性婚に係る法整備の実情を踏まえ、また、本 国で同性による婚姻が成立している者が本国と同様 に我が国においても生活できるよう配慮する観点か ら、告示外により「特定活動」の在留資格を認めてい るところ、パートナーシップ制度に基づく登録は、法 律的な婚姻関係が成立していないことから、当該登 録をもって、双方の本国で有効に同性による婚姻が 成立している場合と同様に扱うことは困難です。 なお、外国人から在留諸申請があった場合には、具 体的な申請内容を踏まえて、いかなる在留資格に該 当するかを個別に判断しているところ、パートナ ーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーにつ いても同様に個別に判断していくこととなります。
8	東京都	在留資格の創設 (リモートワーク就 労)(規制)	特定活動ビザ(33号)により、 高度専門職外国人と同居する 配偶者については、本邦の公 私機関との契約があれば 就労が認められているところ、 「高度専門職外国人の就労す る配偶者」に限定して、日本に 居住しながらの本国公私機関 リモートワーク就労契約を「本 邦の公私機関との契約」に 準じて認定	高度専門職人材の配偶者は、 日本企業との雇用契約がなけ れば、就労可能な特定活動ビ ザ(33号)が申請不可能となっ ている	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第 三百十九号。) 第7条1の2、別表第1の5の表の下欄 【特定活動告示】出入国管理及び難民認定法第七 条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の 五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成二年 五月二十四日法務省告示第百三十一号) 33	関連法令を改正し、海外の公私機関 とリモートワーク 就労契約をしている場合は当該契約 を「本邦公私機関との契約」と同様に 取り扱う リモートワーク就労契約の要件(案) ※原則として本邦公私機関における 就労時と同等以上の条件 (1)雇用確認 ・海外企業信用調査※で低リスク以 上と評価された本国企業との有効な 雇用契約書 ※D&Bレポート、コファス、エクスペリ アン等 ・国内口座への報酬送金 (2)社会保障 国民年金、国民健康保険への加入 (3)納税義務 送金された報酬に対して課税、保険 料徴収 (4)その他 他の要件等は、現行制度に準ずる	法務省	国際的なリモートワーカーの呼び込みについては、 令和5年度末に制度を創設したところですが、 また、外国人配偶者については、在留資格「家族滞 在」で在留する者が、収入を伴う事業を運営する活 動又は報酬を受ける活動を希望する場合には、現在 においても資格外活動許可のもとで配偶者としての 活動を阻害しない範囲として、原則週28時間以内の 就労が可能であり、これは外国の公私機関との契 約に基づく就労及び外国の公私機関の事業を運 営する活動であっても同様に、配偶者としての活動を 阻害しない週28時間以内の中で認められるもので す。 これらの現行制度との関係等を踏まえ、慎重に検討 する必要があります。
9	東京都	在留資格の創設 (家事使用人)(規 制)	入国帯同型及び家庭事情型 において、帯同できる家事使 用人を複数名とする	入国帯同型及び家庭事情型に おいて、帯同できる家事使用人 が1名に限定されている	【特定活動告示】出入国管理及び難民認定法第七 条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の 五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成二年 五月二十四日法務省告示第百三十一号) 2.2の2,2の3	関連法令を改正し、入国帯同型及び 家庭事情型において、帯同できる家 事使用人を複数名とする	法務省	高度外国人材の家事使用人については、令和3年7 月に投資運用事業等に従事する外国金融人材に対 し、家事使用人の雇用要件の緩和を実施しており、 また、令和5年4月には特別高度人材に対して、更に 緩和した家事使用人の雇用要件を設定したところ。 家事使用人の雇用要件の更なる緩和については、こ れらの措置の活用状況等を踏まえ、検討を進める必 要があります。

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
10	東京都	在留資格の創設 (親の帯同)(規制)	高度専門職外国人の親の帯 同に係る規制を緩和する	親の帯同要件について、 ・高度外国人材又はその配偶 者の7歳未満の子を養育する 場合 ・高度外国人材の妊娠中の配 偶者又は妊娠中の高度外国 人材本人の介助等を行う場合 等の要件が課されている	【特定活動告示】出入国管理及び難民認定法第七 条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の 五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成二年 五月二十四日法務省告示第百三十一号) 34	関連法令を改正し、高度専門職外国 人の親の帯同に係る規制を緩和する (緩和案) 妊娠者の介助または7歳未満の子の 養育目的に限る条件について ・養育する子の年齢を13歳未満まで 引き上げる ・妊娠だけでなく、妊娠・病気等により 配偶者が日常の家事を十分に行うこ とができない場合とする	法務省	外国人の親の帯同に関しては、高度外国人材の親 であっても、社会保障等の社会的コストや受入れに 伴う環境整備など幅広い観点から国民的なコンセン サスを踏まえる必要があり、現行以上の要件の緩和 については、極めて慎重な検討を要します。
11	大阪府・大阪市	投資家ビザの創 設	・投資家に対するビザ制度を 創設	スタートアップへの投資促進や スタートアップエコシステムの 形成・発展を推進するための外 国人投資家向けの在留資格が 存在しない。	入管法高度専門職基準省令	投資家ビザの創設 ・当該地域内に拠点を設け、大阪の スタートアップ等に対して一定規模の 投資や育成を行うこと等を条件とした 投資家ビザを創設すること。	法務省	外国人投資家の呼び込みについては、「新しい資本 主義実行計画2023改訂版」等において検討するこ ととされており、令和5年12月の国家戦略特別区域 ワーキンググループにおいて提案自治体の東京都・ 渋谷区よりヒアリングを行ってきました。その後、令和 6年2月の同ワーキンググループにおいて、国家戦 略特区にて投資家向けの在留制度を創設することを 検討するものとしています。現在、ニーズや課題の把 握を行い、具体的な要件等について検討を進めてい ます。
12	大阪府・大阪市	「高度専門職」ポ イント制の特例	大阪府が認める「フィンテック」 業務に従事する外国人に対し て、「高度専門職」の在留資格 の算定上、10点の特別加算 を認める省令の改正を求める もの	企業のサービスの高度化や DX化をけん引するフィンテック 企業が東京に一極集中しており、大阪におけるイノベーション 創出に向けて、フィンテック企 業を呼び込む必要がある。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の 高度専門職の項の下欄の基準を定める省令	左記省令における「高度専門職」の在 留資格算定上の10点特別加算 *大阪府・大阪市が拠点設立補助 金・地方税の軽減 制度で認めるフ ィンテック事業(※1)を10点加算の対 象とするもの (※1)フィンテック事業の定義(詳細) ・次に掲げる事業(これらの事業の運 営に関する事業又は運営に必要な技 術等を提供する事業を含む。)を、官 民データ活用推進基本法第2条第2項 に規定する人工知能関連技術、同条 第3項に規定するインターネット・オ ブ・シングス活用関連技術、同条第4 項に規定するクラウド・コンピューテ ィング・サービス関連技術その他の情 報技術を用いて行うもの 1. 金融庁設置法第4条第1項第3号 の検査その他の監督の対象となる事 業 2. 統計法第28条の規定に基づき、 産業に関する分類を定める件に定め る日本標準産業分類に掲げる大分類 J—金融業、保険業に属する事業(前 号に掲げるものを除く。) 3. 資金決済に関する法律第4条各 号に規定する前払式支払手段に係る 事業等、金融サービスを提供する事 業のうち、法令により、行政庁から の許可、認可、免許その他これらに準 ずる処分又は届出その他これに準ず る手続に関する規定の適用が除外さ れているもの 4. 個人又は法人が自ら金融資産 の管理又は運用を行うための技術等 を提供する事業(前3号に掲げるもの を除く。)	法務省	高度人材ポイント制における特別加算項目「地方公 共団体からの必要な経費に関する補助金の交付そ の他これに準ずる支援措置」については、令和5年3 月に全国展開措置をしたところです。そのため、個別 の事業について、まずは当該措置の対象となるかを 判断してまいりたい。また、対象となる支援措置の要 件については、補助金の交付や支援税制を伴わない 場合でも対象となる場合があり、このことについて明 確化することとしています。 なお、特定の産業分野に限定して特例措置を講ずる ことについては、他の産業分野との公平性の観点か ら慎重な検討を要します。

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
13	大阪府・大阪市	「特定活動(33号)」に関する要件緩和	高度専門人材の配偶者については、海外企業におけるリモートワーク就労契約を国内企業との契約に準じるものとして「特定活動(33号)」を認めるもの。	日本国内で雇用契約がなければ、特定活動(33号)の申請は不可能。配偶者は、海外企業に在籍した状態で、日本において就労(テレワーク)を継続することはできない。(当該配偶者は、当該企業を離職し、国内企業に再就職が必要となる)	特定活動告示33号	高度専門職人材の配偶者に限り、海外企業におけるリモートワーク就労契約を国内企業との契約と準じるものとして、特定活動ビザ(33号)の要件を緩和するもの	法務省	国際的なりもトワーカーの呼び込みについては、令和5年度末に制度を創設したところ。また、外国人配偶者については、在留資格「家族滞在」で在留する者が、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を希望する場合には、現在においても資格外活動許可のもとで配偶者としての活動を阻害しない範囲として、原則週28時間以内の就労が可能であり、これは外国の公私機関との契約に基づく就労及び外国の公私機関の事業を運営する活動であっても同様に、配偶者としての活動を阻害しない週28時間以内の中で認められるものです。これらの現行制度との関係等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。
14	福岡県・福岡市	資産運用業に対するビザ取得の審査期間の短縮	資産運用業やフィンテックなどの呼び込みや、関連する周辺業務を担う専門事業者の集積、金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けたビジネス・生活環境の整備を図る	経営管理ビザの取得には1～3か月程度を要しているが、金融ライセンスを取得する際の手続きと在留資格を取得する際の企業の確認手続きが縦割りで行われており、在留資格の審査期間の短縮が図られていない。	出入国管理及び難民認定法 第7条の2 運用改善	海外の資産運用会社が国内の金融ライセンスを取得することで企業の健全性の確認が行えることから、国内金融ライセンスに係る業務を行う場合は企業に対する審査を簡素化し、ビザの審査期間を短縮する	法務省	本件のような資産運用業等に従事するとした場合、その活動内容は多岐にわたることが想定され、外国人が本邦において行おうとする活動は「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」及び「高度専門職」等の在留資格に該当する可能性が考えられます。この点、在留審査においては、在留資格ごとに該当性や基準適合性の判断が異なっており、求めている疎明資料も様々であることを考慮すると、新たな特例を創設し、統一的な運用を行うことは困難です。
15	福岡県・福岡市	帰国する日本人金融人材の家事使用人の帯同特例の創設	資産運用業やフィンテックなどの呼び込みや、関連する周辺業務を担う専門事業者の集積、金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けたビジネス・生活環境の整備を図る	高度人材の家事使用人の帯同においては、申請者が外国人に限定されており、海外を拠点とする日本人には適用されていない	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人に雇用される家事使用人(特定活動告示2号の3)	海外で投資運用業等に従事する日本人が帰国してビジネスを行う際に、外国で雇用していた家事使用人の帯同を認める特例を創設する	法務省	家事使用人については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(いわゆる特定活動告示)のほかにも、既に、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業によって受け入れています。日本人金融人材も、特定機関を通じて当該事業によって入国した家事支援外国人材を活用することができます。一方で、日本人が個別に外国人家事使用人を雇用することについては、外国人家事使用人の人権擁護等の観点から、極めて慎重な検討が必要です。
16	福岡県・福岡市	在留資格の切り替え	資産運用業やフィンテックなどの呼び込みや、関連する周辺業務を担う専門事業者の集積、金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けたビジネス・生活環境の整備を図る	・在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、有している在留資格を新しい在留資格への変更許可を受けることができる ・この対象は「短期滞在を目的とする者を除く」とあり、短期滞在(ビザ無し)で日本に渡航し拠点設立等を行った者が、拠点設立後に認められる在留資格を取得する際、国内での切り替え(取得)ができないため、コストアップになっている	出入国管理及び難民認定法第7条の2	在留資格の切替え(取得)に係る特例措置 ※ 在留資格の切替えの容易化(短期滞在で入国した場合、国外に一度出国してビザを取得する必要があるが、日本国内に居ながらビザの取得を可能とする)	法務省	在留資格の変更については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)を踏まえ、入国・在留手続の優先処理の措置を講じており、それによって、「短期滞在」の在留資格に係る特例措置として、在留資格「短期滞在」で入国後、帰国することなくビジネスができるよう、「短期滞在」で在留中に投資運用業等の登録を受けた場合等について、「短期滞在」の在留資格から直接「高度専門職」や「経営・管理」等への変更を認める運用を行っているため、上記の他に新たな特例を創設することを必要とする根拠が見当たらないことから、対応困難です。